

島根県重症心身障がい児（者）在宅サービス提供体制整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、在宅の重症心身障がい児（者）の家族の介護負担を軽減するため、障がい児（者）施設の有する機能を活用し、身近な地域でショートステイ等が受けられるよう体制の充実を図るとともに、福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、県内の障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを行う事業者、市町村の委託等により同法に基づく地域生活支援事業によるサービスの提供を行う事業者、及び児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を行う事業者のうち、知事が指定する事業者（以下「指定事業者」という。）とする。

3 指定事業者の指定基準

指定事業者の指定基準は別紙のとおりとする。

4 事業の内容

指定事業者が行う事業は、次の2つとする。

(1) ショートステイ実施事業

在宅の重症心身障がい児（者）に対し、短期入所の提供を行うものとする。

ただし、当該実施事業について、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定する場合を除く。

(2) デイサービス等実施事業

在宅の重症心身障がい児（者）に対し、生活介護、地域生活支援事業によるサービス（地域活動支援センター事業又は日中一時支援事業で、1日あたりのサービス提供時間が概ね6時間以上のものに限る。）、児童発達支援又は放課後等デイサービスの提供を行うものとする。

ただし、当該実施事業について、重症心身障害児に対して行う場合の児童発達支援給付費を算定する場合又は重症心身障害児に対して行う場合の放課後等デイサービス給付費を算定する場合を除く。

5 事業の実施方法

(1) 利用にあたっては、重症心身障がい児（者）及びその保護者等から、事前に十分な聞き取り等を行い、受入を円滑に進めること。

(2) 対応する職員を中心として、利用を希望する重症心身障がい児（者）の主治医や、施設の他の職員等と十分な連携を図ること。

(3) 当該事業の利用対象者であるか（手帳の保持状況等）確認すること

(4) 対応する職員や事業所の環境等の事情により、重症心身障がい児（者）の受け入れが困難である場合は、その理由を示した上で、重症心身障がい児（者）及びその保護者等と協議し、代替策を講じること。

6 利用対象者

この事業の利用対象者は、在宅の重症心身障がい児（者）とする。

7 関係機関等との連携

指定事業者は、本事業が円滑かつ効果的に行われるよう、児童相談所、心と体の相談センターのほか、各圏域（障害保健福祉圏域）内の市町村、障がい児（者）施設、医療機関等と連携を図るものとする。

8 指定申請等の提出

- (1) 指定事業者の指定を受けようとする事業者は、指定申請書（様式1）及び事業計画書（様式2）を知事に提出し、指定を受けるものとする。
- (2) 指定事業者は、指定申請書（様式1）の記載内容に変更が生じた場合は、変更届出書（様式3）及び事業計画書（様式2）を知事に提出するものとする。
- (3) 指定を辞退しようとする指定事業者は、指定辞退申出書（様式4）を知事に提出するものとする。

9 経費の補助

県は、この事業の実施に係る経費については、別に定めるところにより補助するものとする。

10 その他

- (1) 事業の実施について、この要綱に定めない事項は、別に定めるところによる。
- (2) 実施体制等に重大な変化が生じたときは、遅滞なく知事に報告するものとする。
- (3) 知事は、事業の実施状況等について、必要に応じてその職員に実地調査をさせ、または所要の報告を求めることができる。この場合、当該指定事業者はその調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

附則 この要綱は、平成17年11月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成18年10月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成21年10月8日から適用する。

附則 この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成24年8月16日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成28年4月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(別紙)

第1. ショートステイ実施事業

1 事業者の指定基準

(1) 指定障害福祉サービス事業者（短期入所）の指定を受けていること

(2) 重症心身障がい児（者）の受け入れ体制があること

ア 看護職員の配置があること

指定施設は、職員の配置基準に基づく数を超える看護職員の配置に努めること。

また、施設の看護職員は、受け入れる重症心身障がい児（者）の身体状況等について、把握しておくこと。

イ 受け入れにあたり、職員の増員を行うこと

本事業を担当するために増員する職員は看護等有資格者を原則とする。

ただし、利用者の状況等により、やむを得ず看護等有資格者以外の者を増員する場合にあっては、事前に協議すること。

ウ 医療的ケアの必要度が高い超重症児等を受け入れる場合は、サービス提供時間をおしして看護職員を配置することを原則とする。この場合の超重症児等とは、別表1の項目欄に掲げる状態が6月以上継続する場合に、当該状態の点数欄に掲げる点数の合算（以下「重症児スコア」という。）が、10点以上の重症心身障がい児（者）又は重症児スコアが5点以上かつ別表2に掲げる特別の医療のいずれかを必要とする重症心身障がい児（者）をいう。

ただし、利用者の心身の状況や医療的ケアの内容等により、事前に保護者や主治医より了解が得られている場合はこの限りではない。

(3) 損害賠償保険等に加入していること

サービス利用者である重症心身障がい児（者）も補償の対象となる保険に加入しているか加入予定であること。

第2. デイサービス等実施事業

1 事業者の指定基準

(1) 以下のⅠからⅢのいずれかに該当すること

Ⅰ 指定障害福祉サービス事業者（生活介護）又は指定障害者支援施設（生活介護）の指定を受けていること

Ⅱ 地域生活支援事業によるサービス（地域活動支援センター事業又は日中一時支援事業）について、市町村の委託等を受けていること

Ⅲ 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援又は放課後等デイサービス）の指定を受けていること

(2) 重症心身障がい児（者）の受け入れ体制があること

ア 看護職員を配置すること。

イ 既に、看護職員が配置されている指定施設にあっては、職員の増員を行うこと。

ただし、利用者の状況等により、看護職員以外の職員を増員する場合は、事前に協議すること。

(3) 損害賠償保険等に加入していること

サービス利用者である重症心身障がい児（者）も補償の対象となる保険に加入しているか加入予定であること。

別表 1

項 目		点数
1	レスピレーター管理※1	10
2	気管内挿管又は気管切開	8
3	鼻咽頭エアウェイ	5
4	O ₂ 吸入又は SpO ₂ 90%以下の状態が10%以上	5
5	1回/時間以上の頻回の吸引	8
	6回/日以上以上の頻回の吸引	3
6	ネブライザー6回/日以上または継続使用	3
7	中心静脈栄養	10
8	経口摂取(全介助)※2	3
	経管(経鼻・胃ろう含む)※2	5
9	腸ろう・腸管栄養※2	8
	持続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時)※2	3
10	手術・服薬にても改善しない過緊張で発汗による更衣と姿勢修正を3回/日以上	3
11	継続する透析(腹膜灌流を含む)	10
12	定期導尿(3回/日以上)	5
13	人工肛門※3	5
14	体位交換 6回/日以上	3

※1 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAPなどは、レスピレーター管理に含む。

※2 8・9は、経口摂取、経管、腸ろう、腸管栄養のいずれかを選択。

※3 人工膀胱を含む

別表 2

特別な医療として6月以上継続する状態のもの	
1	点滴の管理
2	中心静脈栄養
3	透析
4	ストーマの処置
5	酸素療法
6	レスピレーター
7	気管切開の処置
8	疼痛の看護
9	経管栄養
10	吸引処置
11	モニター測定
12	褥瘡の処置
13	カテーテル

島根県知事 様

住所
(申請者) 法人等名称
代表者 印

島根県重症心身障がい児(者)在宅サービス提供体制整備事業指定申請書
島根県重症心身障がい児(者)在宅サービス提供体制整備事業実施要綱の規定に基づき、下記のとおりに事業者指定を申請します。

記

実施事業 (実施するものに○)	・ショートステイ実施事業 ・デイサービス等実施事業	
施設名		
施設種別 (該当する種別に○)	・指定障害者支援施設 ・その他 () ・児童発達支援センター	
施設所在地		
指 定 等 状 況	サービス種別 (該当するものに○)	・短期入所 ・日中一時支援事業 ・生活介護 ・児童発達支援 ・地域活動支援センター ・放課後等デイサービス
	事業所名称	
	指定年月日(事業者番号)	
	利用定員	
	サービス種別② (該当するものに○)	・短期入所 ・日中一時支援事業 ・生活介護 ・児童発達支援 ・地域活動支援センター ・放課後等デイサービス
	事業所名称	
	指定年月日(事業者番号)	
	利用定員	
	サービス種別③ (該当するものに○)	・短期入所 ・日中一時支援事業 ・生活介護 ・児童発達支援 ・地域活動支援センター ・放課後等デイサービス
	事業所名称	
	指定年月日(事業者番号)	
	利用定員	
施 設 の 状 況	施設看護職員の配置状況	常勤 名 ・ 非常勤 名 (職員配置基準 名)
	職員の増員状況	増員した職員数 常勤専従 名 非常勤専従 名 常勤兼務 名 非常勤兼務 名 増員した職員の資格等 () 増員した職員が看護資格者でない場合の対応予定有資格者 所属 () 職名 ()
	事故等の補償 (該当するものに○)	重症心身障がい児(者)も補償の対象となる損害賠償保険等の 加入状況 ・加入済み ・加入予定 ・その他 ()
	1日に可能な受入人数	人

注) 実施事業ごとに別葉に記載のこと

地域生活支援事業を受託実施する場合にあっては、「指定年月日」欄に契約年月日を記載のこと
添付書類：地域生活支援事業の受託契約書等(写)、増員した職員の経歴書

島根県知事 様

住所
(申請者) 法人等名称
代表者

印

島根県重症心身障がい児(者)在宅サービス提供体制整備事業変更届出書
島根県重症心身障がい児(者)在宅サービス提供体制整備事業実施要綱に基づく指定事業者について、下記のとおり変更が生じたので届け出ます。

記

実施事業 (実施するものに○)	・ショートステイ実施事業 ・デイサービス等実施事業	変更年月日
施設名		
施設種別 (該当する種別に○)	・指定障害者支援施設 ・児童発達支援センター ・その他()	
施設所在地		
指 定 等 状 況	サービス種別 (該当するものに○)	・短期入所 ・日中一時支援事業
	事業所名称	・生活介護 ・児童発達支援
	指定年月日(事業者番号)	・地域活動支援センター ・放課後等デイサービス
	利用定員	
指 定 等 状 況	サービス種別② (該当するものに○)	・短期入所 ・日中一時支援事業
	事業所名称	・生活介護 ・児童発達支援
	指定年月日(事業者番号)	・地域活動支援センター ・放課後等デイサービス
	利用定員	
指 定 等 状 況	サービス種別③ (該当するものに○)	・短期入所 ・日中一時支援事業
	事業所名称	・生活介護 ・児童発達支援
	指定年月日(事業者番号)	・地域活動支援センター ・放課後等デイサービス
	利用定員	
施 設 の 状 況	施設看護職員の配置状況	常勤 名・非常勤 名(職員配置基準 名)
	職員の増員状況	増員した職員数 常勤専従 名 常勤兼務 名 非常勤専従 名 非常勤兼務 名 増員した職員の資格等() 増員した職員が看護資格者でない場合の対応予定有資格者 所属() 職名()
	事故等の補償 (該当するものに○)	重症心身障がい児(者)も補償の対象となる損害賠償保険等の 加入状況 ・加入済み・加入予定・その他()
1日に可能な受入人数	人	

注) 実施事業ごとに別葉に記載のこと

地域生活支援事業を受託実施する場合にあっては、「指定年月日」欄に契約年月日を記載のこと

添付書類：(変更が生じた場合のみ) 地域生活支援事業の受託契約書等(写)、増員した職員の経歴書

島根県知事 様

住 所
(指定事業者) 法人等名称
代 表 者 印

島根県重症心身障がい児（者）在宅サービス提供体制整備事業指定辞退申出書

下記のとおり島根県重症心身障がい児（者）在宅サービス提供体制整備事業指定事業者の指定を辞退するので、申し出ます。

記

1. 指定事業者名
2. 施設名
3. 施設所在地
4. 実施事業（サービス種別）
 ショートステイ実施事業（ ）
 デイサービス等実施事業（ ・ ・ ）
5. 指定辞退年月日
 平成 年 月 日
6. 指定辞退の理由
7. 指定辞退後の利用対象者の処遇（実施中の事業がある場合）

実施事業の内容	利用対象者数	指定辞退後の利用対象者の処遇